

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人お茶の水女子大学の役員報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、役員としての業務に応じ、経営協議会の意見を参考に、学長が100分の10の範囲内で増額又は減額できるとしている。

お茶の水女子大学は、学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現される場として存在する。

すべての女性がその年齢・国籍等にかかわらず、個々人の尊厳と権利を保障され、自由に自己の資質能力を開発し、知的欲求の促すままに自己自身の学びを深化させることを目標とする。

世界屈指の女子大学として、21世紀の社会に必要とされる高度な教養と専門性を備えた女性リーダーを育成する。加えて、女性のライフスタイルに即応した教育研究のあり方を開発しその成果を社会に還元することで、女性の生涯にわたる生き方、ひいては、すべての人の生き方に関わるモデルの供給源となって、男女共同参画社会を実現し、豊かで自由かつ公正な社会の実現に寄与することを使命とする。

そうした中で、お茶の水女子大学の学長は、職員数約350名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属教員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

お茶の水女子大学では学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、経営協議会における業績評価の結果を勘案したもとしている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし。
理事	改定なし。
理事(非常勤)	改定なし。

監事	{ 改定なし。 }
監事(非常勤)	

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
学長	16,935	10,654	4,363	1,917 (地域手当)			
A理事	14,492	9,030	3,698	1,625 (地域手当) 137 (通勤手当)			
B理事	14,552	9,030	3,698	1,625 (地域手当) 198 (通勤手当)			
C理事	14,650	9,030	3,698	1,625 (地域手当) 296 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	5,445	4,615	0	830 (地域手当)			*
監事				( )			
A監事 (非常勤)	2,400	2,400	0	( )			
B監事 (非常勤)	2,400	2,400	0	( )			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:「前職」欄の「\*」は退職公務員をさす。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
学長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学が決定した当初予算の範囲内で運用する。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学の人件費については、国からの運営費交付金によることから、国家公務員の給与水準を充分考慮し、国家公務員の例に準じた給与水準としている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の教育、研究、大学運営及び地域貢献等の各分野における貢献度合、あるいは、目標達成度合等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与時期(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合(成績率)を決定する。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める必要経過年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績がよくない場合等には、降格させることができる。
昇給	職員の勤務成績が適切に反映されるように、特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を設け、それにより、勤務成績優秀者は、より上位の号俸に昇給させることができる。

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

特になし。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 320	歳 49.0	千円 8,071	千円 6,042	千円 144	千円 2,029
事務・技術	人 84	歳 42.8	千円 5,794	千円 4,403	千円 135	千円 1,391
教育職種 (大学教員)	人 169	歳 52.7	千円 9,463	千円 6,998	千円 145	千円 2,465
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 17	歳 46.7	千円 7,533	千円 5,770	千円 146	千円 1,763
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 47	歳 47.4	千円 7,461	千円 5,725	千円 158	千円 1,736
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 5	歳 63.7	千円 4,538	千円 3,865	千円 196	千円 673
事務・技術	人 4	歳 63.5	千円 4,412	千円 3,748	千円 186	千円 664
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

〔年俸制適用者〕

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	54	43.4	4,119	4,119	133	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (年俸制大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	34	45.1	4,530	4,530	147	0
研究職種 (年俸制大学研究員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	32.6	3,056	3,056	99	0
専門職種 (年俸制大学職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	40.9	2,782	2,782	82	0
教育職種 (任期付附属学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	52.5	5,168	5,168	168	0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員及び年俸制適用職員を除く。

注2: 常勤職員の技能・労務職種、教育職種(外国人教師等)、再任用職員の教育職種(附属高校教員)、非常勤職員の技能・労務職種は、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3: 「技能・労務職種」とは、施設管理業務を行う者、調理業務を行う者を指す。

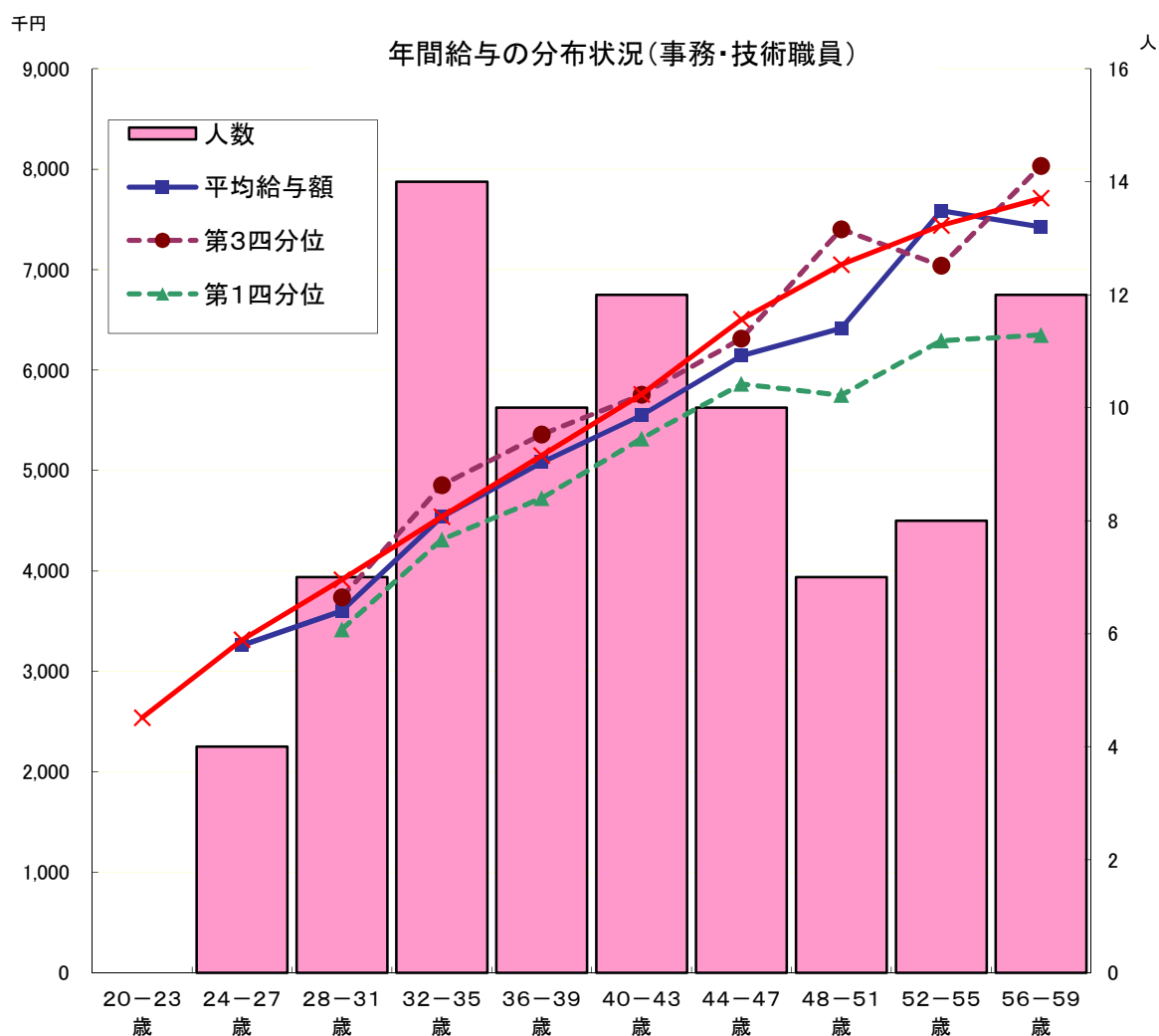
注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: [年俸制適用者]の常勤職員、在外職員及び再任用職員は、該当者がいないため省略した。

注6: 「研究職種」とは、主として研究を行う者を指す。

注7: 「専門職種」とは、専門性の高い業務を行う者を指す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢24～27歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

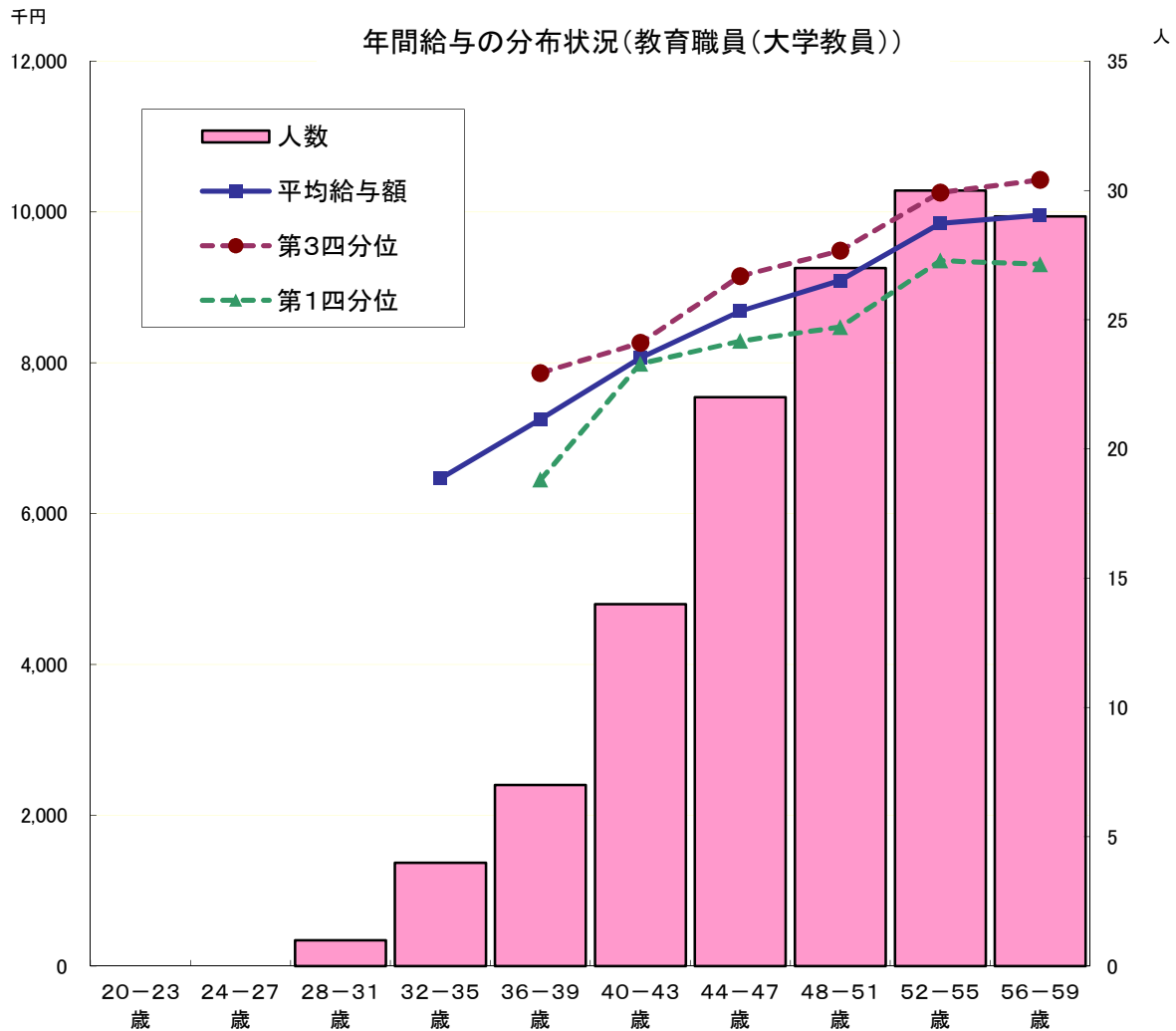
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
副学長	1				
チームリーダー	12	54.1	7,648	7,943	8,063
副チームリーダー	3	52.2		6,973	
係長	39	44.9	5,334	5,752	6,187
主任	14	38.1	4,321	4,719	4,866
係員	15	30.2	3,366	3,704	4,235

注1:本法人では課長相当職及び課長補佐相当職が置かれていないため、原則として「課長」及び「課長補佐」を掲げるところ、代わりに「チームリーダー」及び「副チームリーダー」を代表的職位として掲げた。

注2:係長には、係長相当職である「専門職員」を含む。

注3:副学長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注4:副チームリーダーの該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注1: 年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注2: 年齢32～35歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
教授	102	56.9	9,552	千円	10,140	千円	10,588
准教授	54	46.3	8,140	千円	8,383	千円	8,758
講師	4	54.5			7,696		
助教	9	43.1	5,799	千円	6,344	千円	6,739

注1: 講師の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)  
(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		副学長 (戦略担当)	副学長 (戦略担当)	副学長 (戦略担当)	理事補佐	チームリーダー
人員 (割合)	84 人	1 (1.2%) 人	該当者なし 人	該当者なし 人	該当者なし 人	2 (2.4%) 人
年齢 (最高～最低)						
所定内 給与年額 (最高～最低)						
年間給与額 (最高～最低)						

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		チームリーダー	副チームリーダー	係長	主任	係員
人員 (割合)		10 (11.9%) 人	5 (6.0%) 人	39 (46.4%) 人	22 (26.2%) 人	5 (6.0%) 人
年齢 (最高～最低)		59 ～ 42 歳	58 ～ 49 歳	57 ～ 35 歳	42 ～ 27 歳	28 ～ 24 歳
所定内 給与年額 (最高～最低)		6,324 ～ 5,125 千円	5,465 ～ 4,764 千円	4,949 ～ 3,471 千円	3,947 ～ 2,654 千円	2,619 ～ 2,414 千円
年間給与額 (最高～最低)		8,179 ～ 6,771 千円	7,402 ～ 6,421 千円	6,555 ～ 4,658 千円	5,059 ～ 3,464 千円	3,418 ～ 3,148 千円

注1: 10級および6級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	教務職員
人員 (割合)	169 人	102 (60.4%) 人	54 (32.0%) 人	4 (2.4%) 人	9 (5.3%) 人	該当者なし 人
年齢 (最高～最低)		64 ～ 46 歳	63 ～ 34 歳	61 ～ 37 歳	64 ～ 30 歳	
所定内 給与年額 (最高～最低)		9,350 ～ 6,498 千円	7,138 ～ 4,989 千円	6,230 ～ 5,239 千円	5,515 ～ 4,275 千円	
年間給与額 (最高～最低)		12,536 ～ 8,799 千円	9,575 ～ 6,449 千円	8,312 ～ 7,024 千円	7,155 ～ 5,611 千円	



④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率  
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

**(事務・技術職員)**

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.8 %	64.7 %	63.8 %
	査定支給分(勤勉相当)[平均]	37.2 %	35.3 %	36.2 %
	最高～最低	51.8 ～ 33.2 %	48.3 ～ 30.7 %	50.0 ～ 31.9 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4 %	67.0 %	65.8 %
	査定支給分(勤勉相当)[平均]	35.6 %	33.0 %	34.2 %
	最高～最低	41.7 ～ 32.0 %	38.8 ～ 30.0 %	40.2 ～ 31.0 %

**(教育職員(大学教員))**

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.0 %	64.2 %	63.1 %
	査定支給分(勤勉相当)[平均]	38.0 %	35.8 %	36.9 %
	最高～最低	49.6 ～ 33.1 %	46.2 ～ 30.6 %	47.8 ～ 31.8 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.3 %	67.0 %	65.7 %
	査定支給分(勤勉相当)[平均]	35.7 %	33.0 %	34.3 %
	最高～最低	41.7 ～ 33.0 %	38.8 ～ 30.5 %	40.2 ～ 31.7 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標  
(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

**(事務・技術職員)**

対国家公務員(行政職(一))

96.8

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

108.2

**(教育職員(大学教員))**

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

110.1

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 96.8						
	参考	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">地域勘案</td> <td style="text-align: right;">85.6</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">94.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">84.2</td> </tr> </table>	地域勘案	85.6	学歴勘案	94.8	地域・学歴勘案
地域勘案	85.6						
学歴勘案	94.8						
地域・学歴勘案	84.2						
給与水準の適切性の検証	<p><b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77.0% (国からの財政支出額 6,196百万円、支出予算の総額 8,051百万円：平成25年度予算)</p> <p><b>【検証結果】</b> 本学の支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は77.0%となっているが、対国家公務員指数が100を超えていない。また、累積欠損もしていないため、本学の給与水準は適切なものであると考えている。</p> <p><b>【文部科学大臣の検証結果】</b> 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>						
講ずる措置	引き続き国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた給与水準としていく。						

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 108.1

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収倍率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収倍率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,152,495	千円 3,214,974	千円 (%) △ 62,479 (△ 1.9)	千円 (%) △ 266,449 (△ 7.8)
退職手当支給額 (B)	千円 289,248	千円 333,567	千円 (%) △ 44,319 (△ 13.3)	千円 (%) △ 48,121 (△ 14.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 793,205	千円 733,047	千円 (%) 60,158 (8.2)	千円 (%) △ 93,569 (△ 10.6)
福利厚生費 (D)	千円 501,243	千円 482,022	千円 (%) 19,221 (4.0)	千円 (%) 18,026 (3.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,736,191	千円 4,763,610	千円 (%) △ 27,419 (△ 0.6)	千円 (%) △ 390,113 (△ 7.6)

注:「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における常勤及び非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」について、対前年度比で1.9%減少した要因は、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し、平成25年度も継続して人件費の削減に取り組んだことによる。  
「最広義人件費」について、対前年度比で0.6%減少した要因は、「非常勤役職員等給与」が8.3%増加しつつも、「退職手当支給額」が対前年度比で13.3%減少したことによる。
- ② 「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。
  - ・役職員の退職手当について、退職手当の調整率を段階的に100分の87に引き下げる  
こととした。
    - 平成25年 1月1日～平成25年9月30日 100分の98
    - 平成25年10月1日～平成26年6月30日 100分の92
    - 平成26年 7月1日～ 100分の87

#### IV 法人が必要と認める事項

特になし